



【那覇市障がい福祉課・基幹相談支援センター等機能機能担当】 (仮)拠点ワーキングの開催:ケース会議・支援体制の検討

【緊急時の定義】

- ・障害者等当事者の家族等が病気や事故等緊急的な理由により介護者が介護できな状況にある時
- ・災害発生時等で生活環境の悪化などにより障害者等が居宅